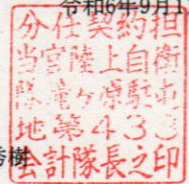


公 告

公告 第 183 号
令和6年9月11日



分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号 4PA41MM00140		調 達 要 求 番 号 4PZ91AG0033 0001		物 品 番 号		仕 様 書 番 号 24G021					
品名 または 件名											
廃電池処理役務 ほかに2件											
部品番号 または 規格											
仕様書のとおり											
使 用 器 材 名											
数 量		単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00		ST					A		0		
納地または工事場所					引 渡 場 所						
板妻駐屯地					菊地2曹（324）						
搬 入 場 所					納 期 ま た は 工 期						
業務隊補給科					令和6年12月20日（金）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年9月26日(木)11時20分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 会計隊に備え付けてある「入札及び契約心得」及び「標準契約(請)書」を熟読のうえ、入札に参加する。

(2) その他の項目については別紙による。

(3) グループ内訳

A G p : 廃電池処理役務	納期 : 6.12.20
B G p : 廃乾電池処理役務	納期 : 6.12.20
C G p : 産業廃棄物処理役務 (混合廃棄物)	納期 : 7.3.31

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

つぎの項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書を受けた者のうち、公告に示された等級格付けに該当するほか、競争参加地域が**東海・北陸地域の競争参加資格を有する者**であること。
- (7) 参加者は、環境配慮への取組状況、優良基準への適合条件（裾切基準50%以上）を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班

東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

3 落札決定に関する事項

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

4 違約金に関する事項

落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

5 入札の無効に関する事項

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報電話等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

6 契約書の作成

- (1) 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- (2) 適用する条項
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

7 入札に参加する者は、当該産業廃棄物に関連する収集運搬及び処分の許可証を提出すること。

8 郵便入札

郵便による場合は、9月25日（水）17時00分までを期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

9 その他

- (1) 入札参加希望者は適合条件を満たすことを証明する書類を9月20日（金）17時00分までに提出すること。
- (2) 入札参加希望者で、現在までに適合基準に合格している者は提出を省略できるものとする。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (4) 参加業者は、**不明な点は事前に確認し入札に参加する。**
- (5) 入札に参加する者は、**資格決定通知書の写しを提出する。**
- (6) 代理人が入札に参加する場合は、**必ず委任状を提出する。**
- (7) 入札に参加する業者は9月20日（金）17時00分までに市価調査書をFAXにて送付すること
- (8) 本件入札においては郵便入札を可とする。初度入札で郵便による入札参加者があつた場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。
(ア) 場所 滝ヶ原駐屯地会計隊入札室
(イ) 日時 令和6年9月30日 11時20分

10 問い合わせ先

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地第433会計隊（担当：本明）

TEL 0550-89-0711（内線 343 FAX 487）

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41MM00140		グループ：A									
NO	調達要求番号		物品番号		単 位		数 量		単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定
											使用期限等	引 渡 場 所	
												搬 入 場 所	検 査
												納 期	包 装
1	4PZ91AG0033	0001			ST	1.00					板妻駐屯地	0	
	廃電池処理役務										菊地2曹（324）		
	仕様書のとおり										業務隊補給科		
						24G021					令和6年12月20日		
				- 以 下 余 白 -									

品 目 等 内 訳 書

[illegible]

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		4PA41MM00160		グループ：C													
NO	調達要求番号		物品番号		品 名		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄		納 地		指定		
											使用期限等		引 渡 場 所				
					部品番号 または 規格								搬 入 場 所		検 査		
			使用器材名		仕様書番号								納 期		包 装		
1	4PYS1AR0043	0001			UN	5.00						駒門駐屯地					
	産業廃棄物処理役務（混合廃棄物）											小堺准尉（３３２）					
	仕様書のとおり											業務隊補給科補給班					
							16					令和7年3月31日					
				- 以 下 余 白 -													

調達要求番号：補－G0033

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
廃電池処理役務		24G021	
		作成	6. 9. 4
		作成部隊名	板妻駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊板妻駐屯地の廃電池処理（産業廃棄物）役務について適用する。

(2) 作業の種類

廃電池処理及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 廃電池処理に必要な機械及び用具は業者所有の物を使用する。

イ 廃電池運搬に必要な容器等は業者側で準備する。

ウ 搬出日は官側と契約業者との相互調整により定める。

エ 廃電池は、産業廃棄物として「廃棄物処理及び清掃に関する法律」等に基づき、適切に処分する。

オ それぞれの処理終了後の廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）を遅延なく提出するものとするとする。

(2) 作業の内容

ア 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

イ 作業中、新たに廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申出て協議する。

(3) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

(4) 作業内容

品 名	規 格	単位	数量
使用済み電池（汚泥金属くず）	防衛省・アルカリ電池及び民生乾電池	k g	155. 65
使用済み電池（汚泥金属くず）	防衛省・リチウム電池及びボタン電池等	k g	705. 43
AEDバッテリーパック（2個）	リチウム1次電池	k g	1. 00

3 検 査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び検査官・監督官立会のもと実施する。

(3) 官側は、廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返送を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

(1) 特別な事情等で廃電池処理が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。

(2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

仕様書番号	3 /
作成年月日	6. 9. 1
作成部隊名	業務隊補給科

仕 様 書

1 総則

1. 1 適用の範囲

本仕様書は、廃乾電池処理に関し必要な事項について適用する。

1. 2 作業の種類

廃乾電池処理における運搬及び処分（リサイクル処分）

2 役務に関する要求

2. 1 作業の条件

作業に必要な器材・用具及び消耗品等は、請負者が準備するものを使用する。

2. 2 作業の内容

2. 2. 1 廃乾電池（別紙）の収集、運搬及び処分（リサイクル処分）

ア 運搬

（ア）運搬容器への収集

（イ）運搬容器に収集された廃乾電池の積載

（ウ）廃乾電池の搬出

イ 搬出期日

令和6年10月31日まで

ウ マニフェスト提出期限

令和6年12月20日

エ 処分

処分業者による処分（リサイクル処分）

2. 2. 2 その他

作業に関する事項は、官側の指示による。

3 その他

3. 1 積載完了後の検査は、検査官と請負者双方立会の上実施する。

3. 2 請負者は、マニフェストシステムにより合法的に処理するものとする。

3. 3 運搬用の容器については請負者が準備すること。

3. 4 請負者は、処理完了後速やかにマニフェストを提出すること。

3. 5 本仕様書に明記されていない事項については、官側と協議するものとし、また技術上当然処置すべき事項については、請負者の責において実施すること。

廃電池処分費用見積（仕様書）

処分依頼内訳

滝ヶ原駐屯地業務隊

連番	区 分	品 名	1個当たり 重量 (k g)	個 数	総重量(kg)
1	アルカリ	L R 2 0 単 1	0.15	262	39.30
2		L R 1 4 単 2	0.10	2310	231.00
3		L R 6 単 3	0.02	1090	21.80
4		L R 0 3 単 4	0.01	279	2.79
5		6 L R 6 1	0.10	61	6.10
6		L R 4 4	0.01	67	0.67
7		B A 5 0 0 3	0.57	448	255.36
8		B A 5 0 0 4	0.57	504	287.28
9	リチウム	B A 7 0 0 1	0.50	336	168.00
10		B A 7 0 0 5	0.50	258	129.00
11		B A 7 0 0 6	0.10	10	1.00
12		B A 7 0 0 8	0.88	10	8.80
13		B R - 2 / 3 A	0.01	66	0.66
14		C R 1 2 3 A	0.02	837	16.74
		アルカリ			844.30
		リチウム			324.20

計 1168.50 k g

陸上自衛隊仕様書		
産業廃棄物処理役務（混合廃棄物）	仕様書番号	
	16	
	作成日	令和6年9月2日
	作成部隊	陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地の産業廃棄物処理役務について適用する。

(2) 作業の種類

産業廃棄物処理役務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 産業廃棄物処理役務に必要な資器材は、契約業者所有の資器材を使用する。

イ 契約業者は、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分するものとする。

ウ それぞれの処理終了後の廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）を遅滞なく返送するものとする。

(2) 作業の内容

ア 産業廃棄物処理役務及びこれに付随する作業

(ア) 契約業者設置資材 コンテナ5台（8m³×5台）

(イ) 産業廃棄物内訳（混合廃棄物）

法令で定める20種類の産業廃棄物（混合廃棄物）

(ウ) 作業終了後は、産業廃棄物集積場を整理・整頓及び清掃をする。

イ その他

(ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(イ) 作業中、新たに廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申し出て協議するものとする。

(ウ) 入札後、速やかに官側と調整し、コンテナの搬入時期・配置期間・搬出時期の指示を受ける。

(エ) コンテナ満載毎、官側からの指示によりコンテナを交換し、5台分の産業廃棄物処理役務を実施する。

(オ) 最終コンテナ排出時期は、令和7年3月中旬とする。

(3) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検 査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

(3) 官側は、廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返送を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

(1) 特別な事情等で産業廃棄物処理が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。

(2) 本仕様書の定めのない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(3) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と契約担当者が協議をして定める。